

兵庫県公報

平成30年 1月5日 金曜日 第 2965 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	7
○ 同 上（北播磨県民局）	7
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 落札者等の公示（淡路県民局）	10
選挙管理委員会告示	
○ 兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	10
○ 同 上	10

告 示

兵庫県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、平成29年12月8日に適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成30年 1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市深谷土地改良区	非補助土地改良事業	深谷地区	平成30年 1月5日から 同 月25日まで	神戸市北区役所

兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成29年12月14日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 1 月 5 日から同月26日まで
(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第 6 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 1 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4 級基準点測量）
2 作業期間
平成29年10月 6 日から同年11月30日まで
3 作業地域
西宮市河原町地内

兵庫県告示第 7 号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第 2 項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第 2 項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年 1 月 5 日

阪神北県民局長 村 上 元 伸

- 1 重要調整池の所在地
三田市香下字ユルシケ谷2029番外12筆
2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
阪神興業株式会社	神戸市長田区若松町 6 丁目 1 番 1 号	水 山 清 嗣

兵庫県告示第 8 号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第 2 項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第 2 項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年 1 月 5 日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 重要調整池の所在地
多可郡多可町中区高岸字五反田 9—1 外 9 筆
2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社田井鉄工野間	多可郡多可町八千代区下野間684—3	田 井 三 治

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

坊崎(1)Ⅰ(102020061)の項中別図74を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年1月15日(月)から同月29日(月)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所並びに姫路市役所、姫路市家島事務所及び姫路市坊勢サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所港湾整備第2課

〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

(3) 提出期限

平成30年1月29日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
カヅラⅠ (102020075)	姫路市家島町坊勢(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
西ノ浦Ⅱ (102020080)	姫路市家島町坊勢(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西島(2)Ⅲ (102020082)	姫路市家島町真浦(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
西島(3)Ⅲ (102020083)	姫路市家島町真浦(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月15日(月)から同月29日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所並びに姫路市役所、姫路市家島事務所及び姫路市坊勢サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所港湾整備第2課
〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

(3) 提出期限

平成30年1月29日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市復井町字川端901番6  
同 市復井町字大木948番1、949番1、950番、951番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市復井町955番地  
三和技研株式会社 代表取締役 竹内敏紀
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年5月30日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-5号（29小野）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第1工区）
加東市北野字岸ノ上371番の一部、372番1の一部、373番1、376番1の一部、379番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市淀川区西中島五丁目12番8号
株式会社ライフイノベーション 代表取締役 阿江九美子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年11月20日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-25-3号（28加東）

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月5日